

令和4年度20年経験者研修会（小・中学校）実施計画

1 目 的

学校の中核を担う教員となる時期を迎え、教員としての誇りや使命感を再確認するとともに、教員としてのあるべき姿を見つめ直し、今後の教員としての意識高揚を図る。

2 主 催 宮城県教育委員会

3 対 象

令和4年4月1日現在において在職期間が20年を経過した教諭，養護教諭，栄養教諭

※過年度未受講者を含む

【留意事項】

- (1) 対象となる公立学校は、小学校、中学校、義務教育学校とする。（ただし、仙台市立小・中学校及び仙台市立中等教育学校の前期課程を除く。）
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、管理主事・社会教育主事・指導主事の職にある者及びこれらの職の経験者は対象から除く。
- (3) 仙台市立学校の養護教諭、栄養教諭及び実習助手は対象から除く。
- (4) 栄養教諭の在職期間には、学校栄養職員としての経験年数を加算しない。
- (5) 在職期間には、異なる職で在籍した経験年数は加算しない。
- (6) 県外及び私立の学校の教職経験年数は、当該在職期間に通算する。
- (7) 臨時的に任用された期間及び職員団体の役員として専ら従事した期間は、当該在職期間に通算しない。
- (8) 休職の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (9) 育児休業の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (10) 対象年度に受講できなかった者は、翌年度の受講対象者となる。

4 期 日 令和4年10月6日（木）

5 会 場 宮城県総合教育センター 宮城県名取市美田園二丁目1番4号 TEL 022(784)3558

6 内 容

- (1) 講話「スクールコンプライアンスからみた学校の組織運営」
- (2) 研究協議「今日的な課題への組織対応において、深化発展期の教員として果たすべき役割とは」
NITS 校内研修シリーズの動画を事前に視聴し、作成したレポートを基に研究協議を行う。

※レポート提出締切 8月31日（水）

必 須	No94「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 中央教育審議会第10期初等中等教育分科会長 荒瀬 克己			
選 択	マネジメント概論	01：組織マネジメント No101	02：リスクマネジメント No71	03：働き方改革 No50
	学習指導の充実	04：カリキュラム・マネジメント No53	05：学習指導要領 No63	06：ICT活用 No88
	初等中等教育の充実	07：いじめ問題 No90	08：教育相談 No96	09：多様な学びの支援 No77
	ヒューマンリソース	10：コーチング No66	11：リーダーシップ No75	12：メンタルヘルス No31

※選択視聴するNITS 校内研修シリーズの動画は01～12から1つ選ぶ

7 受講に係る留意事項

(1) 受講申込

- ①「受講管理システム」から指定された期日までに受講者が確実にすること。
- ②育児休業、休職、その他やむを得ない理由で受講延期をする場合は、年度当初に申込手続きをせず「延期願」（「令和4年度宮城県教職員研修計画」を参照）を提出する。複数年にまたがる場合は毎年4月に提出すること。

(2) 受講準備

①研究協議の分科会希望調査

令和4年4月1日（金）～4月12日（火）の受講申込期間中に下記より Google フォームに接続し回答願います。

【URL】 <https://forms.gle/XK5hxphjscmSNJ6w9>



②研究協議レポート

NITS 校内研修シリーズの動画を視聴し、下記のとおり A4 判 1 ページでレポートを作成する。

令和4年度20年経験者研修会（小・中学校）研究協議レポート		
「今日的な課題への組織対応において、深化発展期の教員として果たすべき役割とは」		
学校名：	職名：	氏名：
1 「令和の日本型教育」の構築を目指すうえで、勤務校における組織的な取組や課題		
2 選択視聴した NITS 校内研修シリーズの動画に関する各自の取組や課題 選択視聴番号（ ）		

【提出締切】 令和4年8月31日（水）17時まで

【提出先】 teaching-p@edu-c.pref.miyagi.jp

【ファイル形式】 PDF

【ファイル名】 小中20年研_選択視聴番号_学校名_職名_氏名

※選択番号は半角数字とし、メールの件名も同様とする。

【記載例】 小中20年研_03_美田園中学校_教諭_名取園子

※03：働き方改革 No50 を視聴した場合

- ③実施要項等は研修日の約1か月前までに総合教育センターのホームページに掲載する。受講者は、実施要項及び連絡事項等をダウンロードし、研修に向けた準備を行うこと。

(3) 欠席について

- ①やむを得ない理由で欠席する場合、教頭等は、総合教育センター研修担当指導主事に電話連絡をする。その後、総合教育センター所長宛てに「欠席届」を提出する。
- ②欠席した研修の補充等については、研修担当指導主事から直接指示を受けるものとする。